

北海道星置養護学校学習用 iPad 等利用規約

1 目的

本規約は、北海道星置養護学校において貸し付けた学習用 iPad 及びモバイルルーター（以下、「学習用 iPad 等」という。）を適切に利用することを目的とする。

2 利用可能範囲

学習用 iPad 等は、学習や学校行事等の教育活動に必要な場合の利用に限ること。

3 利用上の注意点

学習用 iPad 等を利用する児童生徒及びその保護者は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 教職員の指導のもと、適切な利用を心がけること。
- (2) 忘失、盗難、破損等、十分に配慮して使用すること。
- (3) 端末の ID やパスワード、画面ロックのパスコードは、他人に教えないこと。
- (4) 個人の Apple ID は使用しないこと。
- (5) 学校から付与された ID やパスワード以外は入力しないこと。
- (6) 自己判断でアプリをインストールしないこと。（インストールできない設定）
- (7) 個人が所有する外部記録媒体（USB メモリや外付けハードディスク等）を接続しないこと。
- (8) 学校の教育活動に必要なないホームページの閲覧やクラウドサービス等の利用はしないこと。
- (9) AirDrop は「すべての人」から受信できるように設定し、学習用 iPad 相互の送受信のみを認めること。校外に学習用 iPad を持ち出す場合は、「受信しない」の項目に設定すること。
- (10) 登下校中は、学習用 iPad をカバンに入れたままにして、取り出さないこと。
- (11) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (12) 他者に対して、被害や悪影響を与える行為や誹謗中傷に当たる行為を行わないこと。
- (13) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (14) その他、学校が禁止する行為を行わないこと。
- (15) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。
- (16) その他、学校が不適切と判断する行為を行ってはならない。

4 利用の制限及び停止

学校は、児童生徒等が前項に定める事項に違反した場合又は不適切な利用と認められる場合、利用を制限又は停止することがある。

5 利用に関する問い合わせ

児童生徒等は、不明な点がある場合は、教職員に問い合わせること。

6 ユーザ ID 及びパスワードの管理

- (1) 児童生徒等は、学習用 iPad のユーザ ID 及びパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。
- (2) 児童生徒等は、学習用 iPad のユーザ ID 及びパスワードが漏えい若しくはその可能性がある場合、教職員に報告すること。

7 家庭への貸付

- (1) 貸付は無償とする。
- (2) 貸付を受ける保護者等は、学習用 iPad 等借受申請書（様式 1）を学校長に提出すること。
- (3) iPad 等の充電に係る経費は、申請者の負担とする。
- (4) Mobile Wi-Fi ルーターについては、通信事業者への申込及び契約は申請者が行い、通信に係る契約事務手数料及び通信料は申請者の負担とする。（SIM カードを購入する）
- (5) 申請者は、貸付を受けた学習用 iPad 等を亡失又は損傷したときは、直ちに貸付学習用 iPad 等亡失・損傷届（様式 4）を校長に提出すること。
- (6) 申請者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合は、申請者が修繕費等の現状に復旧する費用を負担すること。

8 その他

- (1) 児童生徒等は、学習用 iPad 等の不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教職員に報告する。
- (2) 学校は、学習用 iPad 等の使用を通じて児童生徒等及びその保護者等に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。